

統一ルール（過去に発生した事故の再発防止など）

【動画あり】

連絡不通による対応遅れを防止するために、**社内緊急連絡先を見やすい場所に掲示**しています。

【動画あり】

当社ロゴマークのヘルメットについて

オレンジ色無地は「お客さま」

白色無地は「設計事務所などの来客」です。

※作業所で見かけた場合は元気よく挨拶をお願いします。

毎月15日は「作業所自主パトロールデー」とし、作業所長が日常とは違う視点で点検し処置をします。

※美i場a!!・まなぶき評価も同時に実施します。

接触による災害を防止するため、顔や首、手（または手首）以外の**肌の露出がない作業服を必ず着用**してください。半袖服や肌や腕まくりも禁止です。

※肌の露出がなければ、半袖にアームカバーはOKですが、半ズボンにレッグカバーは禁止です。

有資格者を客観的に判断できるよう**「ヘルタイ」**で識別します。

赤) 職長安責者・作業主任者など

黄) 技能講習終了者（例：玉掛け・タワークレーン操作など）

青) 免許等運転資格者（例：レッカー・車両系建設機械など）

作業所内の区画明示は**「コーン+バー」**で識別します。

赤) 危険エリア・立入禁止エリア

緑) 安全通路・作業通路

青) 資材置場・整理整頓エリア

毎月の玉掛けや治具の点検済みは**「絶縁テープ巻」**で識別します。

緑) 1月・5月・9月 黄) 2月・6月・10月

赤) 3月・7月・11月 白) 4月・8月・12月

※色の頭文字をとり「みぎあし」サイクルで実施します。

【動画あり】

吊り荷の落下災害を防止するために、**どのような玉掛作業においても「333運動」を必ず実行**しましょう。特に移動式クレーンを使う作業では、オペレーターとしっかりと確認しあうことが重要です。

【動画あり】

落下物における災害を防止するために、水平養生設備がない場合の高所作業では、工具に**「落下防止紐」**を取付けて作業をしましょう。

特に鉄骨建方や足場の組立解体作業では徹底をお願いします。

【動画あり】

重機災害を防止するために、バックホウや杭重機など移動や旋回が多い**車両系建設機械の後部**には**「接触防止バー」**をつけましょう。また操作室には**「オペレーター心得」**を貼り付けて、常に安全操作を意識してください。

※接触防止バーは当社で準備します。

【動画あり】

車両からの転落災害を防止するために、**荷台への昇降は専用階段を使用し、親綱設備の設置と墜落制止用器具の使用**で転落を防止しましょう。

※トラック用あおり支柱や親綱は当社で準備します。

【動画あり】

無資格者による災害を防止するために、**ユニック車による玉掛け作業以外は、作業所選任の資格者で玉掛け**を行いましょう。

※選任者は黄色のヘルタイをつけてください。

回転工具による災害を防止するために、工具は両手掴みを基本とし、特に**丸ノコについての「空中切断」は厳禁**とします。

※空中切断とは片手に材料を持ちながら空中で切る動作をいいます。

【動画あり】

回転工具による災害を防止するために、**ベビーサンダーで金属材料を直接切断する作業は許可制**です。尚、取り扱いをするときは必ず「研削といしの取り替え等」の資格者とし、保護メガネ、防塵マスクを着用してください。

【動画あり】

不安全行動による思わぬ災害を防止するために、**廃材の「投げ入れ」は禁止**です。特に重量のある廃材は一人で無理をしないでください。

忘れないよう「投げ入れ禁止」の表示をしています。

【動画あり】

破損による事故を防止するために、**バックホウの油圧ホースやCONポンプ車の配管などは、破損時の飛散を防止するための養生**をしましょう。

※養生の有無にかかわらず事故に至ったときは、補償をお願いすることになります。

用途外使用における災害を防止するため、**ベビーホイスト作業は専用のブラケットを堅固に支持し安全**に使用しましょう。

※専用ブラケットは当社で準備します。

【動画あり】

破損による吊り荷の落下災害を防止するため、**耐荷重が明確でないものを使用した吊り上げ作業は禁止**です。

※制限荷重表示があり、メンテナンスが行き届いた製品を使用しましょう。

【動画あり】

破損による吊り荷の落下災害を防止するため、フレコンバッグに金属くずやガラなど、**袋を破損させる物を入れて吊り上げ作業をすることは禁止**です。

※内容物が粉体だけの場合はOKとします。

資材の転倒による災害を防止するため、**不用意な資材の立て掛けは禁止**です。

※原則、立て掛ける場合は、長辺側を接地させ、転倒しないよう堅固に結束しましょう。

接触による機械の転倒や操作不良による災害を防止するため、**ブーム式高所作業車による「くぐり作業」は禁止**です。

※くぐり作業とは、作業位置より離れた場所に車両を配置し、梁などの横架材をブームがくぐるような操作をいいます。

通路や作業場所となるところでの接触災害を防止するため、地足場や荷受けステージ、昇降階段周りのクランプにはカバーを、単管端部（突起部）にはエンドキャップをしましょう。

墜落災害を防止するために、開口部は容易に取り外しができない養生蓋を設け、その上に直接乗って作業をすることは禁止です。

※丁番を利用した開閉式や開閉できない堅固な開口養生蓋を設置し、注意喚起表示をしてください。

段差部分での転倒や躓き災害を防止するために、仮設階段の蹴上げ高さはおよそ200mm以上、270mm以下で統一しましょう。

【動画あり】

脚立災害を防止するために、脚立を持ち込む際は、**所定用紙による申請と作業所長の承認が必要**です。

（許可シールを発行します）

但し、申請した場所や作業以外での使用は禁止です。

【動画あり】

脚立災害を防止するために、**天板と上部2段目の踏み板に乗る作業は禁止**です。

両膝を脚立に当ててバランスが保てる姿勢で作業をしましょう。

また7尺以上の脚立には、**高所を示す2メートルの位置に表示**をし、墜落制止用器具を使用して転倒災害を防ぎましょう。

【動画あり】

人力運搬による指詰めや足上の落下等を防止するために、原則として**一人で持ち運ぶ重量は25kg以下**を目安とし、連続作業となる場合は、台車による運搬などを計画しましょう。また**思わぬ落下に備えて、足の甲にはプロテクターを装着**しましょう。※プロテクターは当社で準備します。